

平成29年度 歳末たすけあい募金運動

枚方市社会福祉協議会「地域の居場所づくり支援助成」実施要領

1. 目的

歳末たすけあい募金配分金を活用して、日常生活に様々な問題を抱えた者及び世帯の地域の居場所づくりを行うことで、誰もが住みよい福祉のまちづくりの一助となる活動に対し助成を行う。

※社会情勢の変化とともに、地域の福祉課題も複雑多岐なものとなっています。このような状況のもと、新たな地域福祉課題に対応するため、本助成制度は必要に応じて見直しを行うものとします。(2年をめどとします)

2. 助成対象及び助成事業内容

助 成 対 象	助 成 事 業 内 容
枚方市内で、日常生活にさまざまな問題を抱えた者及び世帯に対し、地域の居場所となる活動場所を、これから立ち上げる団体に助成。 ※枚方市社会福祉協議会の担当者と相談・連携しながら行うことができ、団体としての活動が1年以上あり、設立して3年未満の団体。	・ 下記のような地域の居場所づくりを行う団体に、その立ち上げ経費を助成する。(1回限り) 【想定される例】 ・ 問題を抱えた世帯の小中学生を対象に、自主的な遊びや学習を通じて、子どもの健全な育みを支援する活動。 ・ 高齢者または障害者が自由に集い、交流や生きがいづくりを通じて地域から孤立することなく生活できるよう支援する活動。 ・ 買い物困難者のための地域の販売所などの拠点づくりの活動 など…

但し、助成条件を以下のように定める。

- ①継続的に実施できること
- ②収益・営利や政治的・宗教的活動を目的としていないこと。
- ③本助成金の用途を明確にすること
- ④自助活動を主たる目的とした事業でないこと。
- ⑤対象者・団体を限定しないこと。
- ⑥活動中は、安全を配慮した適切な人員の配置を行うこと。
- ⑦月1回以上、1回あたり2時間以上の活動を実施すること。
- ⑧人件費や食事のみを目的とした経費は対象外。

3. 助成事業実施期間

平成29年4月1日～平成30年3月31日の間に行う事業

4. 助成金額・内容

* 立上げ経費(消耗品、通信費、講師謝礼、資料代等) 上限年額10万円(先着7団体)
※この助成には、審査があります。事前にご相談ください。

5. 助成の申請方法

所定の申請書と必要書類を下記へ提出する。

(1) 申請書(様式1) (2) 団体概要(様式5) (3) 予算書(様式4)

6. 募集期間

平成29年6月1日(木)から平成29年9月29日(金)まで

(窓口時間：月曜日～金曜日(祝日を除く) 午前9時～午後5時30分)

※申請する際には、事前に相談要。また、書類作成や用途などのご相談やご質問が有る場合は、問い合わせ先(下記参照)してください。

7. 報告

助成金の交付を受けた団体は、助成事業終了後、事業報告書と必要書類を社会福祉協議会へ速やかに提出すること。(提出期限 平成30年4月27日(金) 必着)

8. 助成金の取り消し・返還

下記に該当する場合は、助成金の決定を取り消し、すでに助成金が交付されている場合は返還していただきます。

- ①助成金を申請の内容以外のものに使用したとき
- ②期限までに報告書が提出されなかったとき

9. その他

前年度助成団体で報告書が期限までに提出されていない団体については、本年度助成金の申請ができないものとします。

10. 書類提出及び問い合わせ先

社会福祉法人 枚方市社会福祉協議会 総務課

〒573-1191 枚方市新町2丁目1-35 (枚方市立総合福祉会館1階)

TEL 072-844-2443 FAX 072-845-1897

【提出書類】

	書類名	説明
申請時	(1)申請書 ※様式1 (2)団体概要 ※様式5	(1)(2)記述しきれない場合は、資料別添可。
交付決定時	(1)請求書 様式2 (2)振込口座の通帳の写し	(1)・振込名義は原則的に団体のものに限ります。 ・振込先の支店・口座番号等記入名違いがないようご注意ください
報告時	(1)報告書 様式3 (2)助成を受けて実施した活動の概要が分かる資料 (3)領収書の <u>原本</u> ※A4版にまとめること (報告書には貼り付けないで下さい)	(1)記述しきれない場合は、資料別添可。 (2)実施した事業がわかる資料(当日のプログラムや案内・チラシ・活動の <u>写真</u> など)を添付してください。また、備品などは、使用風景がわかる写真を別のA4の紙に添付していただいてもかまいません。 (3)領収書の原本を提出して下さい。 <u>原本の提出が難しい場合は、コピーに団体名・代表者の氏名と押印をしたものを提出して下さい。</u>